

一般社団法人 岐阜県馬主会死傷馬見舞金規程

第1章 目 的

第1条 この規程は、一般社団法人岐阜県馬主会（以下「馬主会」という。）の定める笠松競馬場所属の調教師（地方競馬全国協会登録の者）が管理する厩舎に常駐する競走馬に対し、見舞金を支給することを目的とする。

第2章 総 則

第2条 馬主会は、本規程に定める事象が発生した時は、当該馬を所有する者に対して見舞金を支給する。

第3条 この規程で「出走中」とは、笠松競馬の競走に出走させるため装鞍所に引き付けてから、競走終了後に検量所又は検体採取所の構内及び馬場から出るまでをいう。この場合において、能力検査は除くものとする。

第4条 この規程で「調教中」とは、笠松競馬場（以下「競馬場」という。）の厩舎構内、競馬場構内において、調教師の指導の下に行う調教をいう。この場合において能力検査を含むものとする。また、「飼養中」の事象も同様とする。

第3章 見舞金の支給制限

第5条 次の各号の1に該当するときは、見舞金を支給しないことがある。

- 1 第8条の関係書類を提出しなかったとき。
- 2 競走馬の不当使用又は故意若しくは重大な過失により事故を発生させた場合。
- 3 治療、休養中に主催者の獣医師の指示に従わないで事故を生じさせた場合。
- 4 見舞金の支給に関し、不正又は虚偽の申請をした場合。

第6条 見舞金の支給後において、前条の規定に該当することが判明したときは、その見舞金の一部又は全額を返還させることができる。

第4章 競走馬を所有する者の義務

第7条 見舞金の支給を受けるときは、当該馬を管理する調教師を通じ、主催者の獣医師の診断書及びと殺証明書を馬主会へ提出しなければならない。

第5章 見舞金の支給基準

第8条 見舞金の支給は、次の各号に該当する別表1に掲げる金額以内で、馬主会が定める金額を支給する。

1 競馬出走中及び競走のための輸送中に発病若しくは障害を受け、これが起因で死亡又はと殺したとき。

ただし、輸送中の事故の場合、10日以内に死亡又はと殺されたときに限る。

2 競馬出走中または能力審査中に発病若しくは障害を受け、これが起因で出走不能となったとき。なお、繁殖に供用した時は、第1号の額を適用するものとし、これに係る証明書を提出するものとする。又、乗用に供した時は、当該事項を適用する。

3 地方競馬全国協会登録済みの馬で、飼養管理中の事故及び疾病により死亡又はと殺したとき。

4 地方競馬全国協会登録済みの馬で、飼養管理中の事故及び疾病により出走不能となったとき。なお、繁殖に供用した時は、第1号の額を適用するものとし、これに係る証明書を提出するものとする。又、乗用に供した時は、当該事項を適用する。

5 本場において新馬戦（笠松競馬場デビュー馬）から出走した競走馬は、出走回数に関わらず適用する各号の最高額を支給する。

第9条 導入古馬の見舞金については、別表2に掲げる金額を支給する。

2 本県在籍馬が他県等に転籍し、その出走後において再転籍した場合、導入古馬扱いとする。また、本県在籍馬であっても馬主変更の場合、同条を適用した金額とする。

第10条 非会員の所有する死傷馬に対しては、第8条に該当する場合は別表1第9条に該当する場合は別表2を適用し、該当する額の50パーセントを支給するものとする。

別表 1

該 当 条 項	金 額
8条 1	100,000円
2	70,000円
3	50,000円
4	30,000円

別表 2

1. 出走回数1回～5回までの競走馬、別表1に定める額の1/5の額
2. 出走回数6回～10回までの競走馬、別表1に定める額の1/2の額
3. 出走回数11回～14回までの競走馬、別表1に定める額の3/5の額
4. 出走回数15回以上の競走馬、別表1に定める額

第6章 補 則

第11条 この規程に定めるもののほか、死傷馬見舞金支給の関する必要な事項は、理事会の議決を経るものとする。

附 則

1. この規程は、平成27年5月14日から施行し、平成27年4月1日からの患馬より遡及し適用するものとする。

附 則

1. この規定は、令和3年4月16日から施行し、令和3年4月1日からの患馬より遡及適用するものとする。